高塚伴子議員

議案第64号 令和3年度伊丹市一般会計補正予算(第7号)のうち、第3条債務負担行為の追加、 第3表債務負担行為補正に示されている「し尿公共下水道放流施設長期包括的運営委託事業」につい て質疑を行います。

伊丹市では、し尿処理は、公共下水道、浄化槽、くみ取り便所の3つの方法で処理しています。伊 丹市の下水道普及率はほぼ100%に近いものの、100%には至っていません。令和元年度のクリ ーンセンター事業概要によりますと、公共下水道によらないし尿処理量は、世帯数にして90世帯分、 人数にして215人分の家庭排出、およびイベント・工事等による臨時排出のし尿・浄化槽汚泥合わ せて、791,2500となっています。これを、伊丹市環境クリーンセンター敷地内にある「し尿 公共下水道放流施設」に於いて、前処理と希釈の後、下水道に放流して処理を行っています。今回の 債務負担行為の補正はこれに係るものです。

まず、今年度まで単年度の管理運営契約であったものを、今回の補正にあるように、次年度から5年間の長期包括的運営委託契約とする理由を伺います。

2つめは、委託金額について伺います。引き合いに出した業務概要が令和元年度版でしたので、令和元年度決算書を参照しますが、し尿処理には、年間70,518,090円がかかっています。費用の大きなものは、し尿収集運搬委託料の18,376,310円と施設の管理委託料の19,096,800円です。この度の債務負担行為の補正では、包括的運営委託料は5年間で153,480,000円、1年では30,696,000円となります。単年度契約を単純に5年間で長期契約した場合は、単価が低くなるのが通例だと思われますが、およそ1.5倍となっています。この契約金額の積算根拠についてお示しください。

債務負担行為で「翌年以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額に関する調書」では、事業費の財源のうち、きっちり半分にあたる76,740,000円がその他の特定財源として記載されています。これは豊中市の負担金だと伺っていますが、その根拠をお示しください。豊中市は豊中市伊丹市クリーンランド新焼却施設建設の影響により、し尿施設を閉鎖したために、現在は伊丹市のし尿処理施設へし尿・浄化槽汚泥を運び込んでいます。先に挙げた環境クリーンセンターの事業概要によりますと、その量は、令和元年度で合わせて537,6000と伊丹市処理分の約68%の量となっており、受け入れに対する「し尿処理事業受託収入」は24,139,140円となっています。現在の豊中市の費用負担はどのような積算根拠となっているのか、伺います。また、令和4年度以降、つまり長期運営契約になった場合の負担は、今とどのように変わるのか、伺います。

4つ目に施設更新計画について伺います。現在の処理施設は平成3年4月1日から業務を開始しており、建設後30年が経過しており、大規模改修が必要な時期に近づいてきています。一方で、し尿汚泥の処理量は、年々減少してきており、令和元年度は5年前の平成27年度と比較すると、76%の量にまで減少しています。平成30年策定の一般廃棄物処理基本計画の生活排水処理計画では、し尿処理量は今後も減少することが予想されるが、無くなることはないので適切な処理体制を維持していく、と書いています。施設については、事業量の変化をみて、長寿命化大規模改修、建替えを検討するとあります。

令和2年度には、し尿処理施設基本構想作成費用負担金1,358,500円を支出していますので、基本構想ができているのだと思います。「し尿処理施設基本構想」とは、どのような内容であり、今回の長期管理委託契約への変更は、それによるものなのでしょうか?ご答弁ください。

最後に、業者をプロポーザルで選定すると伺っております。市が仕様書を作成して金額を競わせる 入札で選定する、という方法もありますが、なぜプロポーザルによる選定なのか、そのメリットについてお聞かせください。また、プロポーザルで期待する提案には、具体的にどのような内容を期待するのか、あるいは現在の管理に上乗せして委託する業務内容があるのか、お答え願います。

市民自治部長下笠正樹

私からは、議案第64号令和3年度伊丹市一般会計補正予算(第7号)の第3表債務負担行為補正の「し尿公共下水道放流施設の長期包括的運営委託事業」について質疑にお答えいたします。

本市のし尿公共下水道放流施設は、議員ご案内のとおり、平成3年度に供用開始され、建設されてから30年間経過していることから、老朽化が課題となっております。

また、平成20年度から豊中市の申し出によりし尿及び浄化槽汚泥を伊丹市で受け入れておりますが、搬入量は令和2年度両市を合わせても稼働開始時平成3年度と比較して当初の約15分の1程度となっております。しかしながら、減少しても処理量がなくなることはないことや、し尿や浄化槽汚泥の性質から、何等かの施設で処理することが必要であると認識しております。

前後いたしますが、長期包括的運営委託契約の変更を説明するために、令和2年度に策定した「し 尿処理施設基本構想」について、まず説明させていただきます。ごみ処理は豊中市・伊丹市の一部事 務組合である豊中市伊丹市クリーンランドで処理している経緯もあり、し尿処理についても共同処理 することも視野に入れ豊中市と共同でし尿処理施設基本構想を策定いたしました。

基本構想内容については、現有施設の長寿命化と新たなし尿公共下水道放流施設の建設を比較検討したもので、その結果新施設建設等は、高額な金額が必要であることが判明いたしました。

そのため、両市で協議を行い、新施設にかける費用をできる限り抑える処理方法を調査することや、 近隣市との協力関係の構築を整理課題として、引き続き検討することにいたしました。

その検討に要する期間として10年程度必要であり、現有施設の稼働期間を改めて調査したところ 10年程度継続使用することが可能であると判明しました。そしてそれを実現するために管理委託手 法として長期包括的管理運営委託を導入することとしたものでございます。

次に、単年度管理委託契約から5年間の長期包括的運営委託にする理由といたしましては、長期的な視点により、平時より安定した機器の状態を確保できるため、大規模な修繕を実施することなく現有施設を安全、安心および安定した運営と管理が可能となります。10年間の一括契約ではなく、5年間の契約期間としていることは、前期5年間で課題整理を行い、後期の5年間と言う期間が適切かどうかを含めて契約の見直しを検討するためでございます。

次に、年間30,696千円の委託料の積算根拠についてでございますが、議員ご案内の管理運営委託料に加え、修繕料、電気設備保守委託料、工事請負費等を包括する内容となっており、令和3年度の予算額で申しますと31,230千円に相当する範囲を包括的に委託するものとなっており、現状より少し低額な予算になると考えております。最終年度には性能検査を行うことなど含めて、5年間で153,480千円の積算額となります。

次に、議員ご指摘の委託費の財源のうち、2分の1が豊中市の負担金である根拠についてでございますが、施設維持管理委託に関する費用は、両市均等割りと考えております。

また、現在の豊中市の費用負担の積算根拠でございますが、施設の運営上、施設維持管理委託等を 両市均等負担とし、これ以外の光熱水費等については両市の投入量に比例する負担割としており、来 年度以降につきましては現在の割合と同等の負担割と考えており、詳細については協議中でございま す。

次に、長期包括的運営委託をする業者をプロポーザルで選定する理由と期待する内容についてでございますが、長期間を施設の運転・点検・修繕計画の立案から実施に至るまで、入札の仕様では表せないものとして、経年劣化による機器の更新など考慮した運転計画、点検計画及び修繕計画の立案、設備保守等を各業者が長年培った知識や経験、技術力を広く提案していただこうというものでございます。期待する内容といたしましては、機械の点検と申しましても、最新の検査機械の導入や、知識経験の豊富な技術員の技能によるもの。点検頻度の増加など、各業者様々な方法によるものが期待されます。運転や修繕に関しても同様の効果があると期待しております。

また、メリットにつきましても、費用面も含め、項目ごとに、参加者の提案を得点化する事により、 現状に比べて管理体制の強化や危機管理能力の向上にも繋がるとともに、安全性、安定性、経済性を 提供できる事業者を選定する事ができると考えております。

費用的に上乗せする業務内容といたしましては、現状の設備保守に加えて、修繕なども含め委託するものであります。

現施設の安定稼働によるし尿・浄化槽汚泥の適切な処理と、次の課題解決に向け取り組んで参ります。